

## 外国料理店・食材店主等による転入外国人への生活オリエンテーションツアー 企画運営業務 委託業務仕様書

### 1. 目的

本業務は、従前から神戸市に居住する外国人が、新渡日・転入外国人に対して地域を案内し、ごみの出し方などの生活ルールやマナーを分かりやすく伝える機会を提供することで、双方が「学ぶ・教える・教わる・実践する」機会を創出し、生活情報の効果的な浸透と地域社会への適応を促進する仕組みを構築することを目的とする。

### 2. 概要

在住外国人の利用が多いなど、その生活に根付いた飲食店や食材店(以下、協力拠点)と連携し、在住外国人から転入外国人に対して、クリーンステーション、避難所、日本語教室など生活に必要な場所等を巡る生活密着型の「オリエンテーションツアー(以下、ツアー)」を実施する。また、協力拠点に本市が作成する生活情報チラシ(KOBE WELCOME FLYER)を設置し、情報発信を強化する。

### 2. 業務内容

#### (1) ツアーの設計・実施

受託者は、ツアー参加者が生活ルール・マナーを理解できるようツアー内容を設計し、実施するものとする。なお、ツアー実施に要する経費はすべて受託者が負担とする。ツアー当日の進行は協力拠点と連携し実施するものとするが、滞りなく運営できるように受託者において全体設計を行い、委託者や関係機関と協議の上、最終的なツアー内容を決定すること。また、本事業を通じて、協力拠点と参加者が継続的な関係を築いていけるよう、受託者は必要な工夫及び支援を行うものとする。

なお、ツアーの設計にあたっては、以下の要件を満たすこと。

#### ①実施回数

1つの拠点につき4回、全4拠点で計16回実施すること。

#### ②実施時間

1回あたり1時間半程度とすること。

#### ③業務責任者の参加

各回のツアーに業務責任者が必ず参加すること。

#### ④近隣への配慮

ツアー実施に際して、近隣住民に迷惑が生じないよう十分に配慮すること。

#### ⑤保険加入

必要な保険(イベント保険等)に加入すること。なお、保険料は契約金額に含むものとする。

#### ⑥地域の施設等の紹介

生活に必要な近隣施設や場所(例:クリーンステーション、避難所、公園、日本語教室等)をツアー内で紹介すること。

⑦ごみ出しルールの理解促進

参加者が地域のごみ出しルールを正しく理解できるよう、体験形式による説明を行うこと

⑧地域のルール・マナーの説明

可能な範囲で施設を巡りながら、地域のルールやマナーについて説明すること。  
(例：路上駐輪やポイ捨て禁止、公園では早朝・夜間に騒がない等)

(2) 広報および参加希望者の募集・管理

受託者は、協力拠点と連携し、本事業の広報・周知を行い、参加者からの申し込みを受け付け、ツアーの参加人数を管理すること。ツアー申込み受付期間については、委託者と協議し、決定すること。また、参加者の募集の際に、ツアー実施に必要な情報のみ収集する。なお、必要な情報については委託者と受託者とが協議し、委託者において定めるものとする。

本事業における主な対象者は下記のとおり。

<対象者>

新渡日・転入外国人のうち、中長期の在留資格保持者（家族滞在、就労系（技術・人文知識・国際業務、特定技能、経営・管理、技能、技能実習等））を優先するが、上記以外の在留資格保持者の参加も可とする。

<参加人数目標>

各拠点ツアー1回あたり10名程度

(3) 協力拠点の選定、連絡、調整

協力拠点の候補先を提案すること。最終的な協力拠点については、委託者と受託者とが協議し、委託者において定めるものとする。また、ツアー実施にあたり協力拠点の代表者等との連絡調整を行い、ツアーを滞りなく進行できるよう必要な支援を行う。

(4) その他本事業に関連する業務

**3. 業務実施にあたっての補足事項**

- ・本業務の実施にあたっては、委託者および関係機関との連携を図ること。
- ・本業務の実施にあたって疑義が生じた事項等については、委託者と相談のうえで対応していくこと。
- ・受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第29条を順守すること。

**4. 業務報告**

- ・事業の進捗状況について、ツアー開催毎に報告書を作成し、翌月10日までに、委

託者までEメールで提出すること。様式不問。

- ・委託期間満了までに、参加者や協力拠点の代表者等にアンケートを実施するなど、効果検証を行い、業務総括報告書を提出し、委託者に対する報告会を実施すること。なお、アンケート項目については受託者が作成する案をもとに、委託者と受託者とが協議し、委託者において定めるものとする。

## 5. 委託期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

## 6. 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要であると委託者が認める場合は、分割払いや前金払いをすることができる。

## 8. その他

### (1) 留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。
- ⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）を提出すること。また、納品書提出時に情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。
- ⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520\\_econtract.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html)

### (2) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議し、委託者において定めるものとする。